

令和2年5月1日

保護者各位

社会福祉法人微妙福祉会
理事長 松尾 龍一

**新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための
登園自粛期間の延長について**

当法人の保育活動ならびに4月20日からの登園自粛にご理解とご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、別添のとおり、改めて熊野町長より登園自粛期間の延長のお願いがありました。

これを受け、引き続き、家庭での保育が可能な方におかれましては、できる限り登園を控えていただきますよう、ご協力をお願いいたします。(休日保育においてもご協力をお願いいたします。)

なお、登園自粛にご協力いただいた方の保育料・給食費の減免(還付)措置については下記の予定です。

- ・0～2歳児クラス保育料 ⇒ 熊野町より手続き方法が示され次第、お知らせします。
- ・幼児クラス給食費 ⇒ 以前お知らせしたとおり、お休みされた日数分をまとめて還付します。(7月頃を予定)

**1 自粛要請の期間
令和2年5月30日(土)まで 延長**

2 自粛予定の確認方法

登園自粛にご協力いただける方は、下記の予定表にご記入のうえ、園事務室に提出してください。

3 その他

ご家庭での保育中に、ご家庭内あるいは身近で、感染、または疑い強い症状が表れた場合には、園までご連絡ください。

発熱が確認された場合などにおいては、保育をお断りすることがあります。何卒、ご了承ください。

-----キリトリ-----

5月31日(日)までの間、登園することが決まっている日に○を付けてください。

クラス名 _____ 園児名 _____

令和2年5月

日	月	火	水	木	金	土
				7	8	9
	11	12	13	14	15	16
	18	19	20	21	22	23
	25	26	27	28	29	30

5月8日ごろまでに提出をお願いします。